

第3次印西市地域福祉計画 【案】

目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	6
5	計画の策定体制	6
第2章	印西市の地域福祉を取り巻く現状	7
1	人口等の現状	7
2	アンケートから見える現状	15
3	地域懇談会からの意見	25
4	第2次地域福祉の評価	30
5	印西市の地域福祉における課題	31
第3章	計画の基本的な考え方	35
1	基本理念	35
2	基本目標	36
3	計画の体系	37
第4章	施策の展開	38
1	互いに支え合う地域のコミュニティづくり	38
2	支援が必要な人ひとり一人を支える仕組みづくり	44
3	安心安全に暮らし続けられる環境づくり	51
第5章	計画の推進	55
1	計画の周知・啓発	55
2	計画の点検・評価	55
3	協働による計画の推進	55



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等、新たな問題も多く発生しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるようになりました。

このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えた中で、本市の人口は千葉ニュータウンの宅地供給等に伴う人口増加が続いてますが、高齢者も増加しており高齢化、核家族化は着実に進行しています。将来的にはニュータウン特有の急激な高齢化などに直面することが予想され、それに伴う要支援・要介護認定者の増加、一人暮らし高齢者世帯等の増加が見込まれるなか、高齢者や障がいのある人、子ども等支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

そのような中で、本市においても、住民同士がお互いに支え合う地域福祉活動の推進および展開、地域組織やボランティアなどの体制整備、福祉教育の充実、市民の地域福祉活動の拠点整備、社会福祉協議会との連携による福祉活動の充実などがますます求められています。

市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという地域連帯意識を育て、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本市の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、これまでの地域福祉計画を見直し、新たに「第3次印西市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

近年までの「福祉」は障がい者、高齢者、貧困者などの何らかの支援が必要な人への援助と考えられてきました。しかし、現在の「福祉」は誰にとっても必要なこととしての福祉へと変わってきています。

福祉は「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たちが同士で支え合うことが欠かせません。官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割です。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、様々な活動をしている市民団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ歓びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ ● ● ● ● ● ● ●

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者等と行政が一体となり、取り組む方向性を定めるものです。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

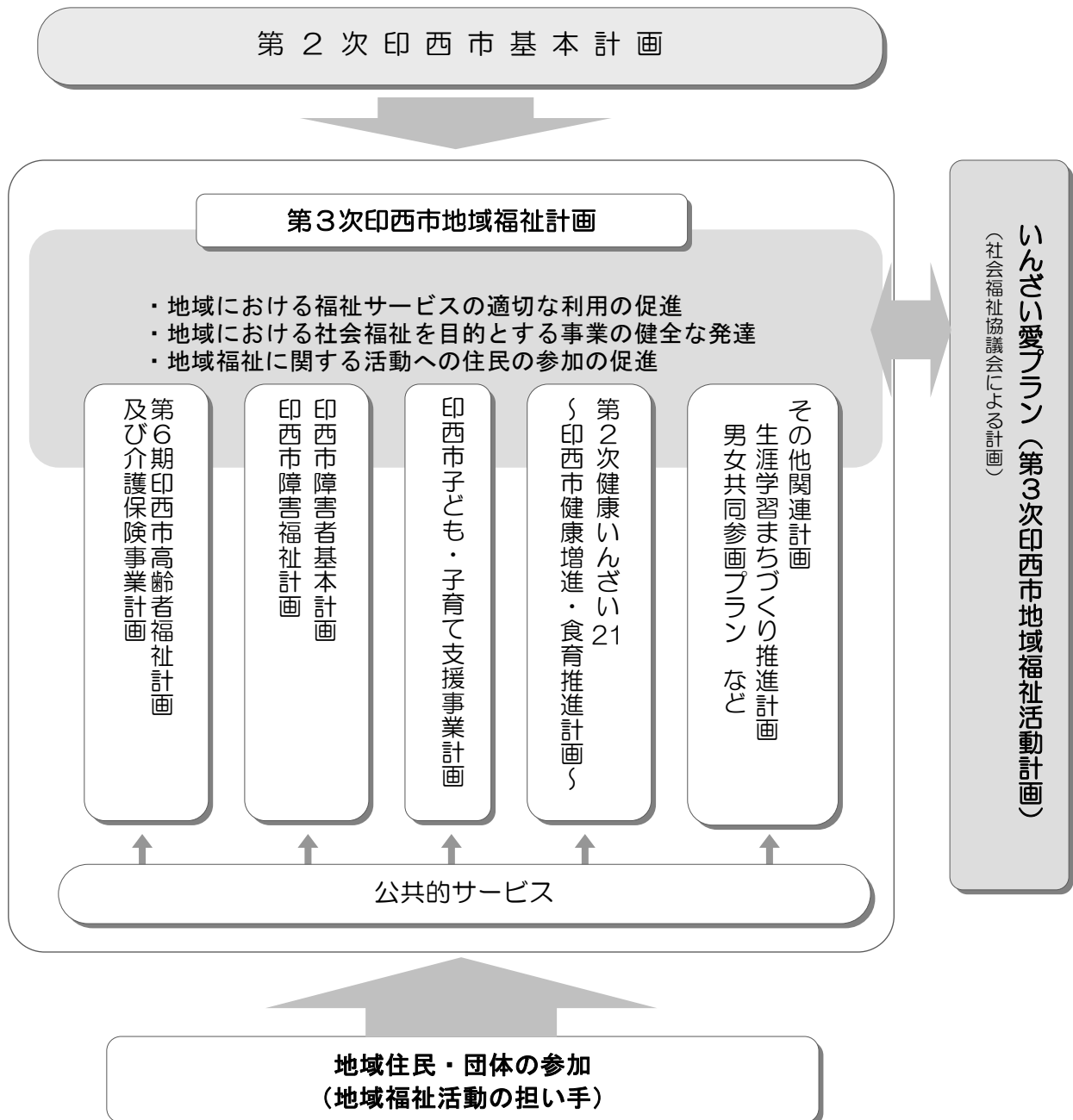
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 分野別計画・関連計画との関係 ● ● ● ● ● ● ●

印西市第2次基本計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者基本計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉など関わるさまざまな計画と横断的に関わり、福祉に関わる人材育成や地域の課題を解決する仕組みづくりなどを推進するものです。

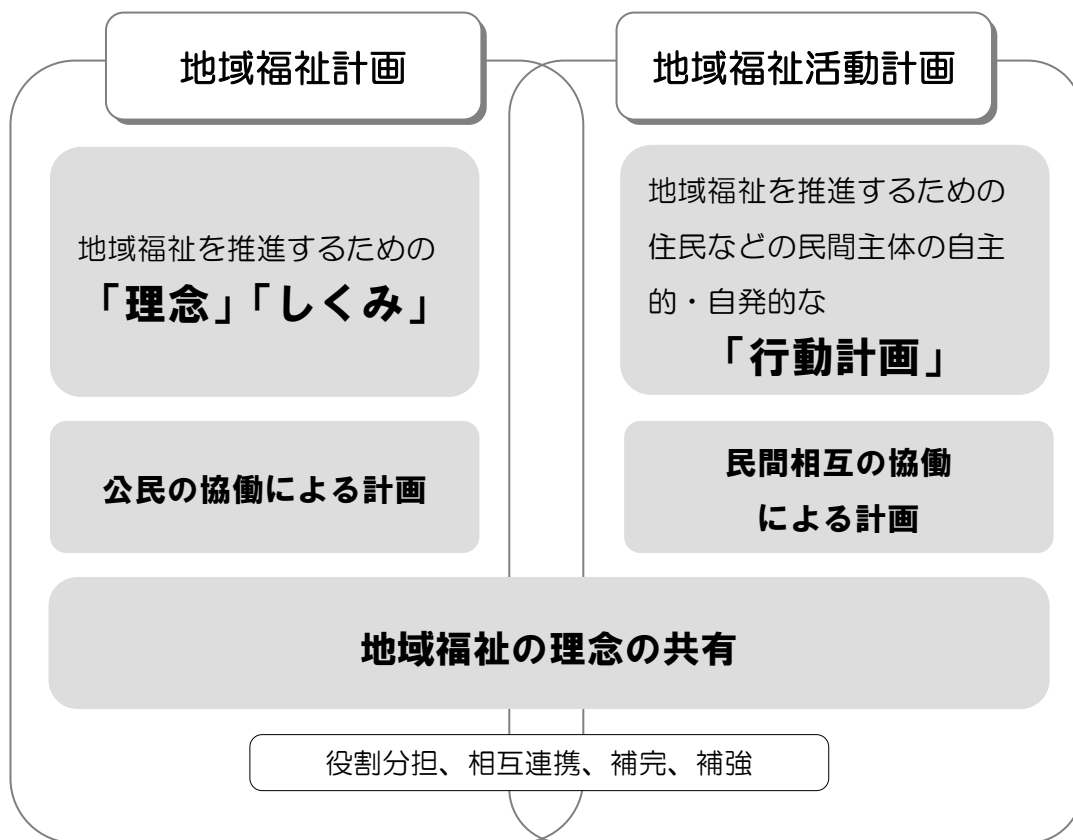


(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係 ● ● ● ● ● ● ●

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

また、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画であるとともに、両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



4 計画期間

計画の期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32 年度
				印西市総合計画 第2次基本計画 (平成 28 年度～32 年度)				
第2次地域福祉計画 (平成 24 年度～28 年度)					第3次地域福祉計画 (平成 29 年度～32 年度)			
				見直し				見直し

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く住民の意見を伺うため、アンケート調査を実施するとともに、地域活動団体の代表者や有識者、福祉関係者、公募市民の方などによる「印西市地域福祉計画策定委員会」において具体的な内容を審議・検討を行いました。

また、各地域での地域懇談会の実施やパブリックコメントによる意見募集を行い、多くの市民の方の声を反映して計画を策定しました。



第2章

印西市の地域福祉を取り巻く現状

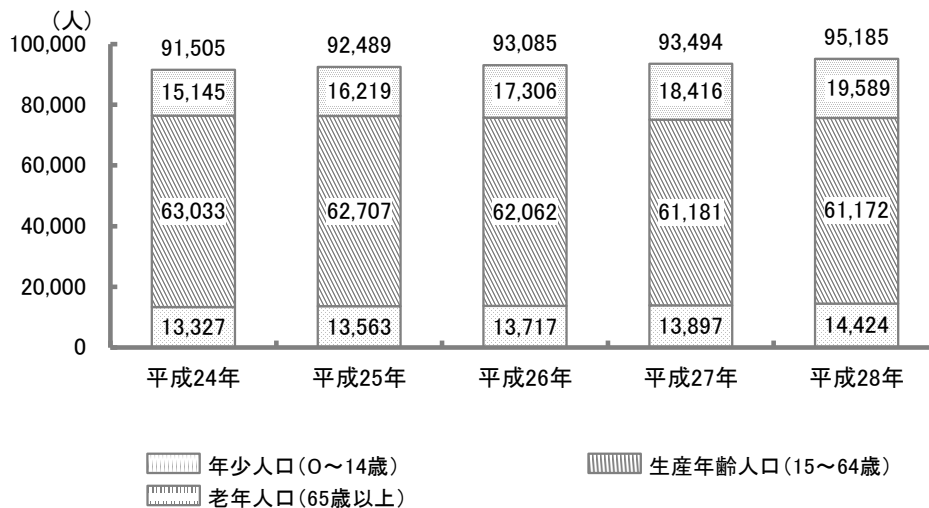
1 人口等の現状

(1) 人口や世帯の状況 ● ● ● ● ● ● ●

①人口の推移

本市の人口は年々増加しており、平成28年には95,185人となっています。
年齢別にみると、15歳から64歳の生産年齢人口が平成25年以降は減少しています。
一方で、65歳以上の老年人口は増加しています。

本市の年齢3区分別人口

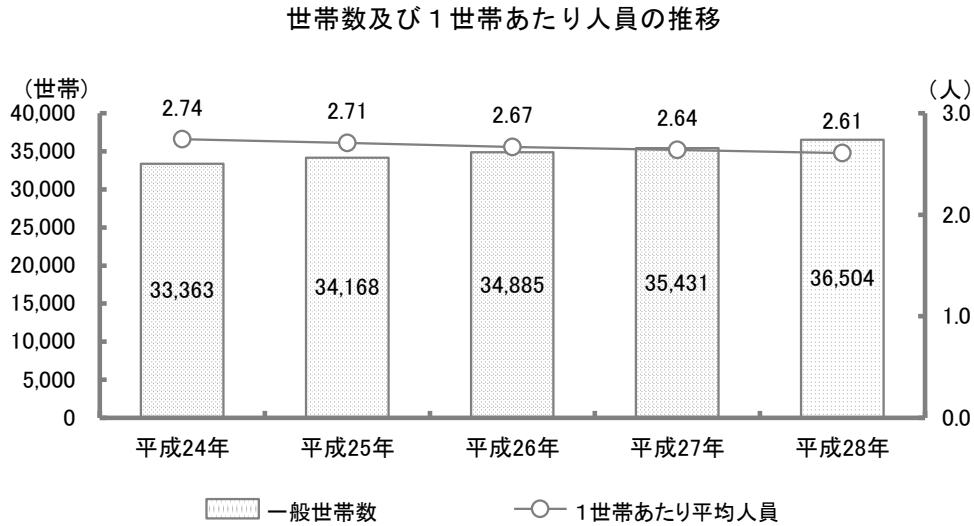


資料：千葉県年齢別・丁字別人口（各年4月1日現在）

②世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成28年では36,504世帯となっています。

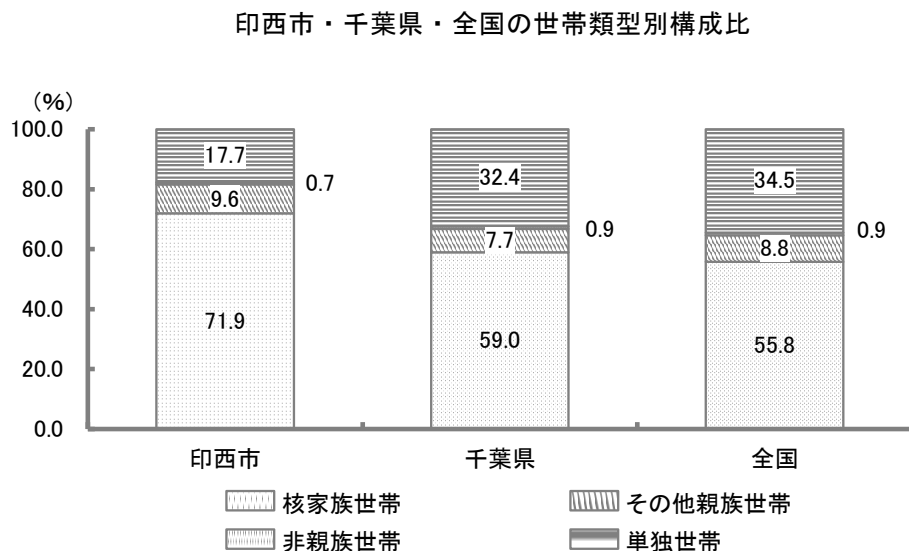
一方で、1世帯あたりの平均人員は減少しており、平成28年では2.61人となっています。



資料：千葉県年齢別・丁字別人口（各年4月1日現在）

③世帯類型別構成比

本市の世帯類型別構成比を千葉県、全国と比較すると、核家族世帯が多くなっています。一方で、単独世帯数の構成比が17.7%と、千葉県、全国に比べて低くなっています。

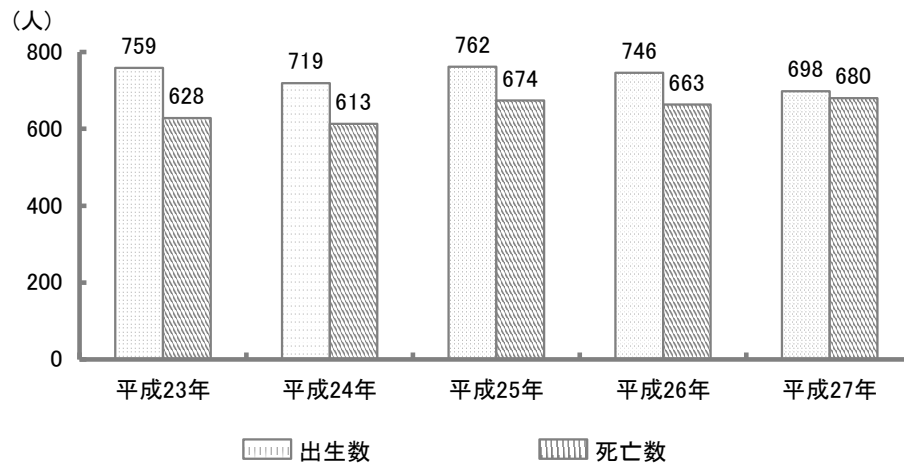


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

④自然動態人口（出生・死亡）の推移

出生数、死亡数の推移をみると、各年において、出生数が死亡数を上回っています。
死亡数は平成25年度から増加傾向にあります。

自然動態（出生・死亡）の推移

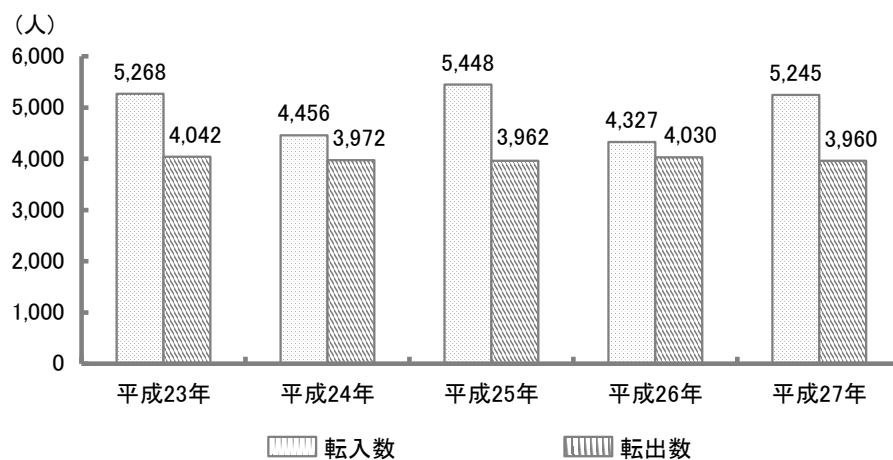


資料：データいんざい（各年1月1日現在）

⑤社会動態人口（転入・転出）の推移

各年とも転入数が転出数を上回っています。転入数は平成24年と平成26年では減少していますが、転出数は各年4,000人前後で、ほぼ横ばいです。

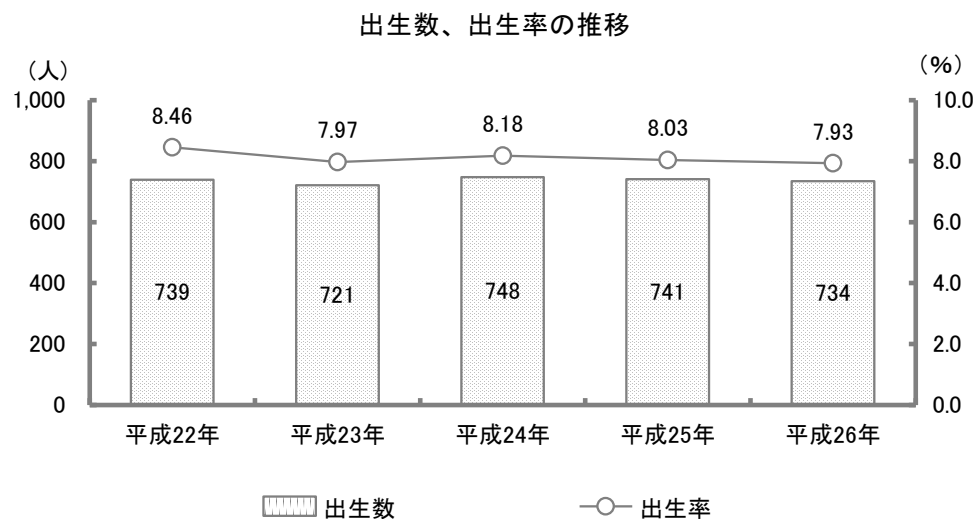
社会動態人口（転入・転出）の推移



資料：データいんざい（各年1月1日現在）

⑥出生数・出生率の推移

出生数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成26年では734人となっています。出生率も同様に推移しています。

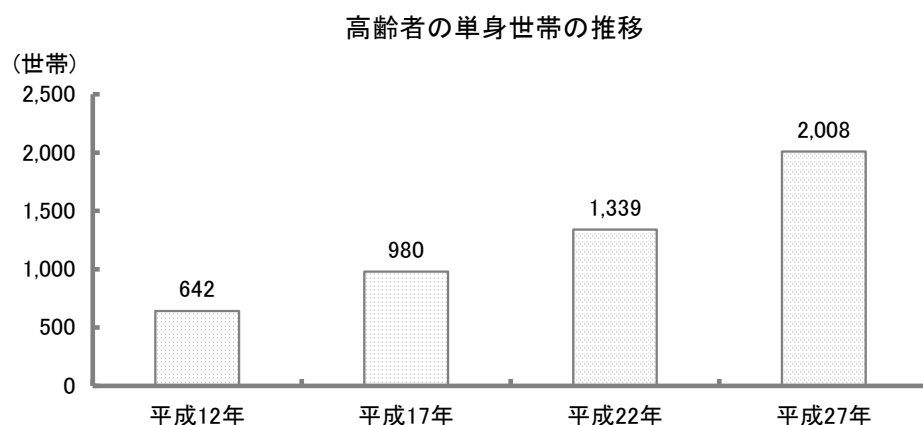


資料：千葉県衛生統計年報

(2) 高齢者の状況 ● ● ● ● ● ● ●

①高齢者世帯の状況

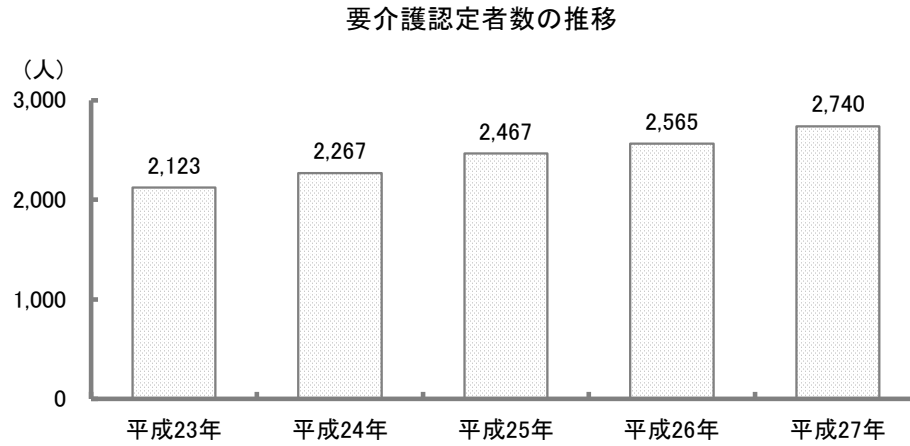
高齢者の単身世帯の推移は、平成12年以降増加しており、平成27年では2,008世帯となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、年々増加しており、平成27年9月末の時点で2,740人となっています。

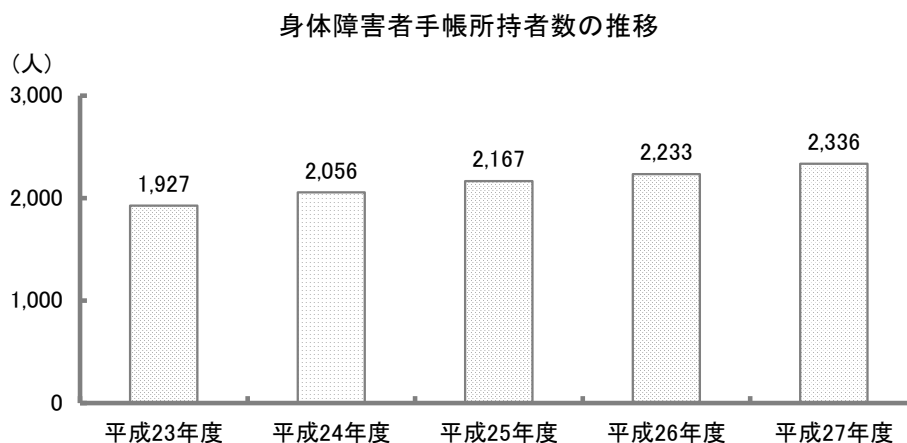


資料：印西市介護保険状況報告（各年9月末現在）

（3）障がいのある人の状況 ● ● ● ● ● ● ●

①身体障害者手帳所持者数

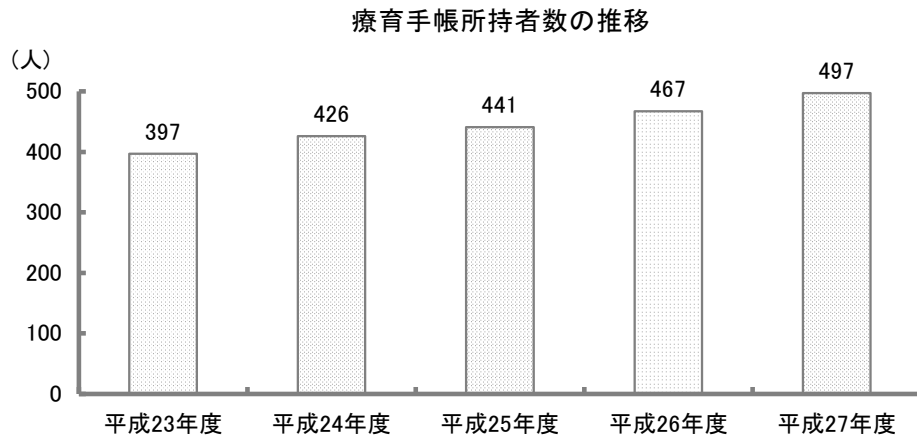
身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成27年度には2,336人となっています。



資料：データいんざい（各年1月末現在）

②療育手帳所持者数の推移

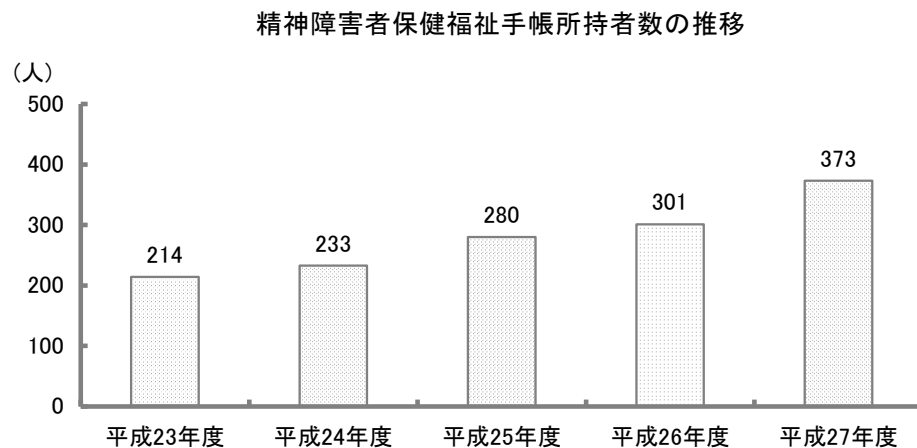
療育手帳所持者数は、年々増加傾向であり、平成27年度には497人となっています。



資料：データいんざい（各年1月末現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向であり、平成27年には373人となっています。



資料：データいんざい（各年1月末現在）

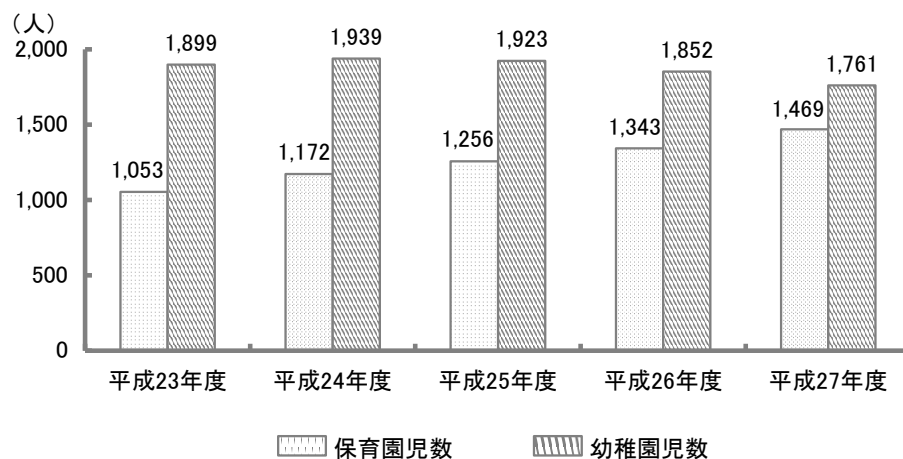
(4) 児童の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① 保育園・幼稚園の園児数の推移

市内の保育園と幼稚園の推移をみると、保育園園児数は増加しており、平成23年度の保育園園児数は1,053人だったのに対し、平成27年度では1,469人になっています。

幼稚園園児数は、平成24年度以降減少しており、平成27年度は1,761人まで減少しました。

保育園・幼稚園の園児数の推移



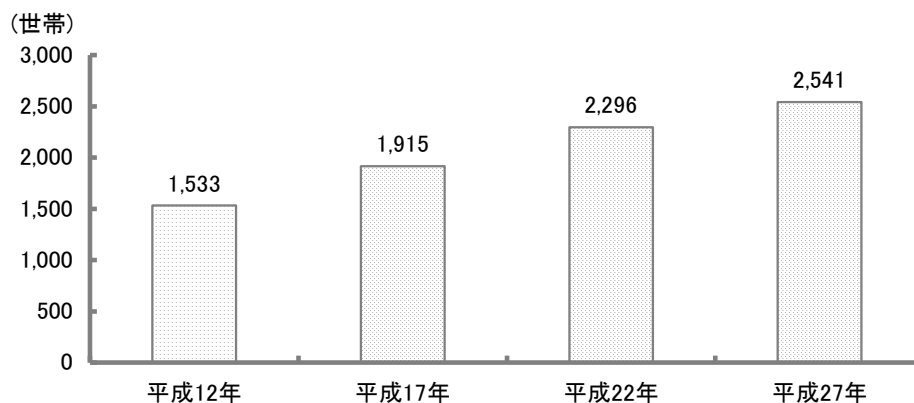
資料：データいんざい（各年4月1日現在）

(5) ひとり親世帯の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移は、年々増加しており、平成27年では2,541世帯となっています。

ひとり親世帯数の推移

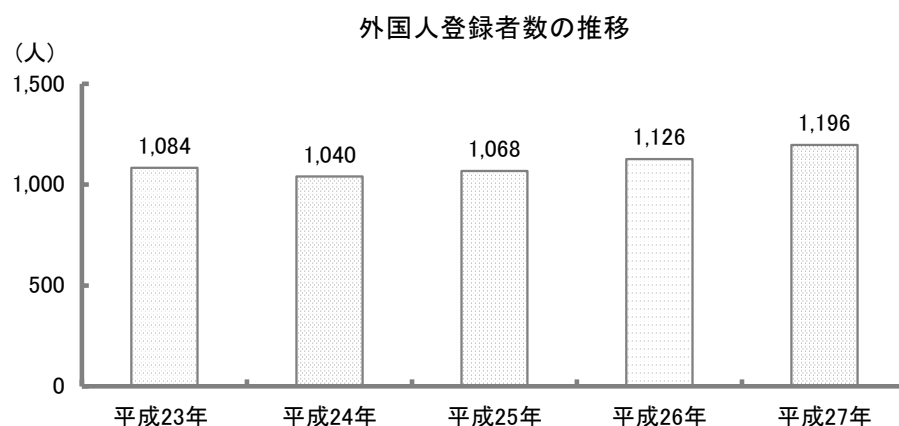


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 外国人住民の状況 ● ● ● ● ● ● ●

①外国人登録者数の推移

外国人登録者数は、平成24年に減少したものの、平成25年以降は徐々に増加しています。平成27年の外国人登録者数は1,196人となっています。

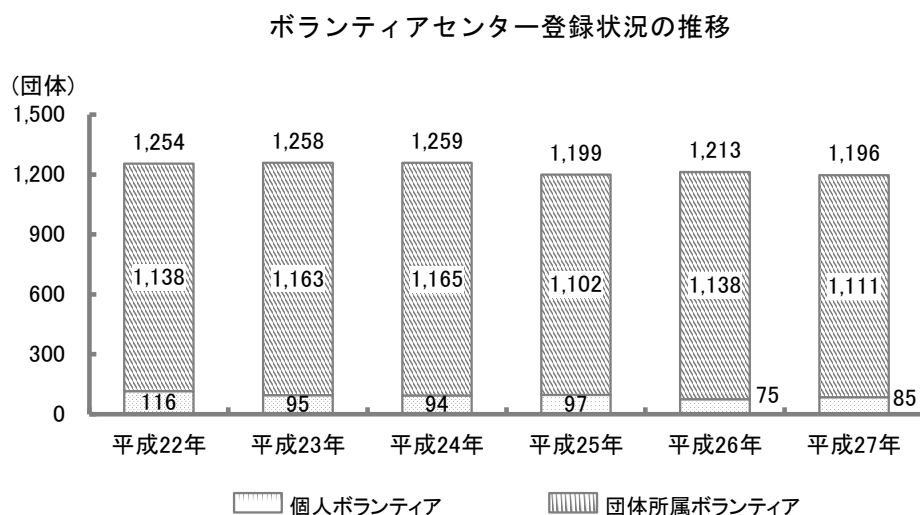


資料：データいんざい（各年3月末現在）

(7) その他 ● ● ● ● ● ● ●

①ボランティアセンター登録状況の推移

ボランティアセンター登録団体数は、平成24年に減少し、その後横ばいで推移しています。平成27年のボランティアセンター登録状況は1,196団体となっています。



資料：庁内資料

2 アンケートから見える現状

(1) アンケート調査の概要 ● ● ● ● ● ● ●

①調査対象

【市民アンケート】

印西市在住の20歳以上を無作為抽出

【民生委員・児童委員アンケート】

印西市の民生委員・児童委員

②調査期間

【市民アンケート】

平成28年5月31日から平成28年6月15日

【民生委員・児童委員アンケート】

平成28年7月19日から平成28年8月5日

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

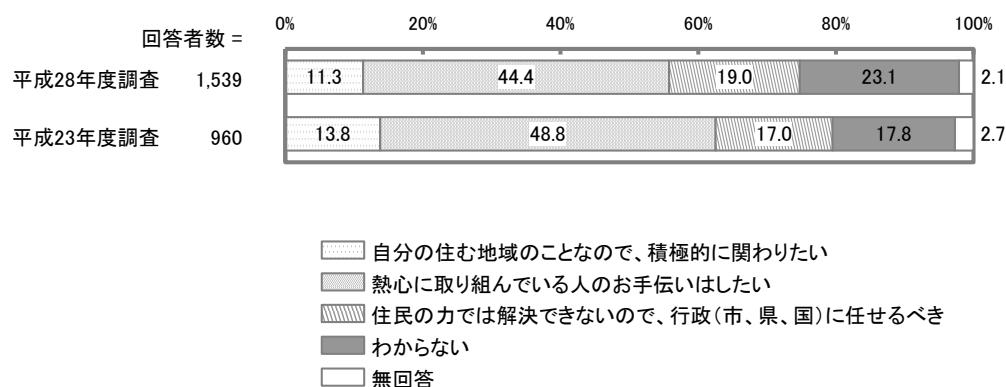
	配 布 数	有効回答数	有効回答率
市民アンケート	3,000 通	1,539 通	51.3%
民生委員・ 児童委員アンケート	129 通	106 通	82.2%

（２）市民アンケート調査結果 ● ● ● ● ● ● ●

①地域の問題への関わり

「熱心に取り組んでいる人のお手伝いはしたい」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 23.1%、「住民の力では解決できないので、行政（市、県、国）に任せるべき」の割合が 19.0%となっています。

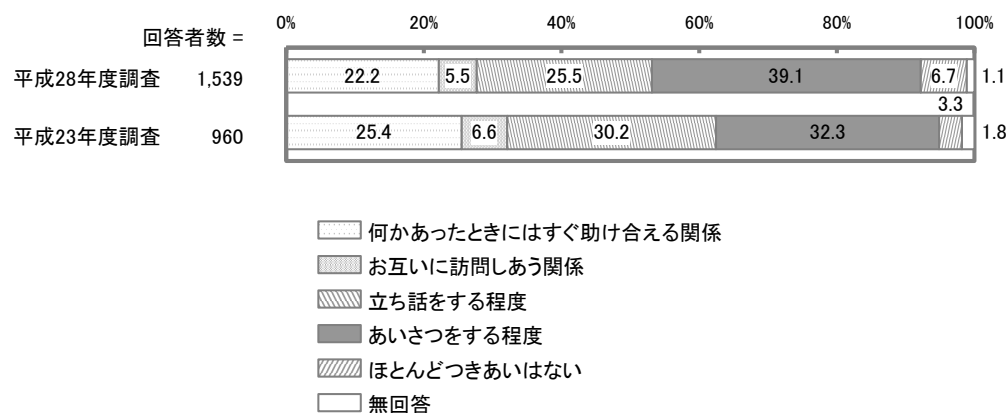
平成 23 年度調査と比較すると、地域の問題に自身が関わるべきと感じる割合が減少しています。



②隣近所とのつきあい

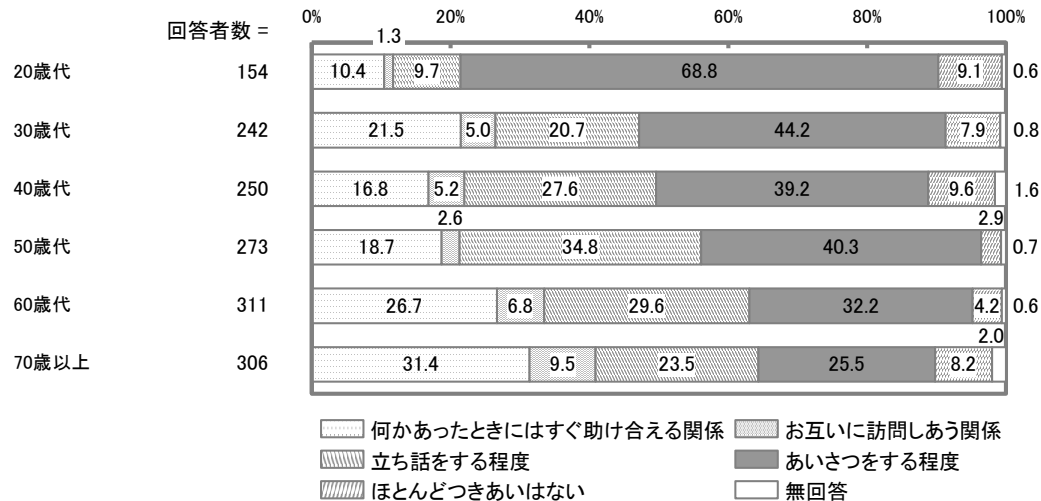
「あいさつをする程度」の割合が 39.1%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」の割合が 25.5%、「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が 22.2%となっています。

平成23年度調査と比較すると、「あいさつをする程度」の割合が6.8ポイント増加しています。また、「立ち話をする程度」の割合は4.7ポイント減少しています。



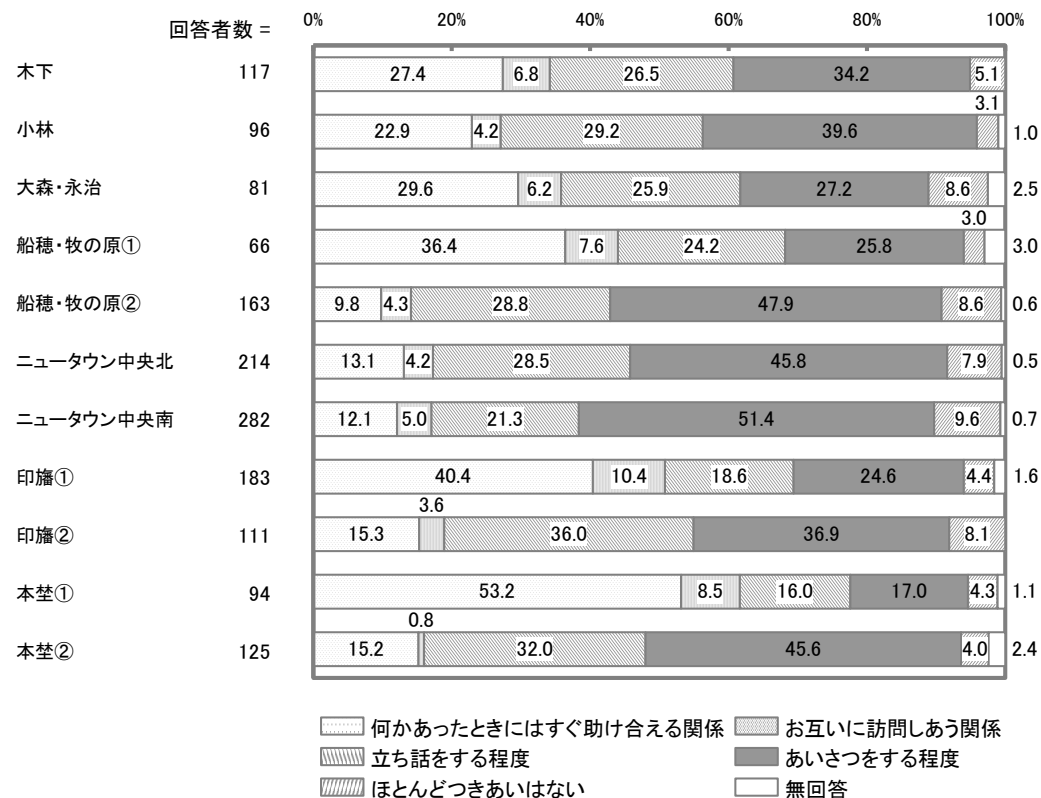
【年齢別】

年齢別でみると、年齢が低くなるにつれ「あいさつをする程度」の割合が高くなる傾向がみられます。また、他の年齢に比べ、70歳以上で「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が高く、約3割となっています。



【居住地区別】

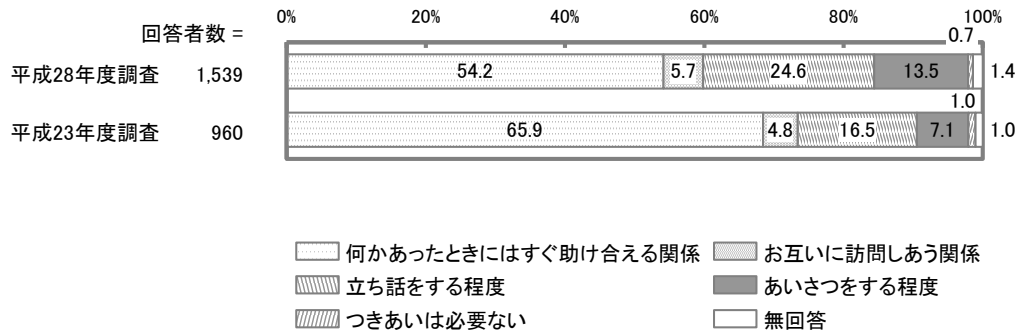
居住地区別でみると、他の地区に比べ、本埜①で「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が高く、約5割となっています。また、船穂・牧の原②、ニュータウン中央南で「あいさつをする程度」の割合が高く、約5割となっています。



③近所づきあいの必要性の認識

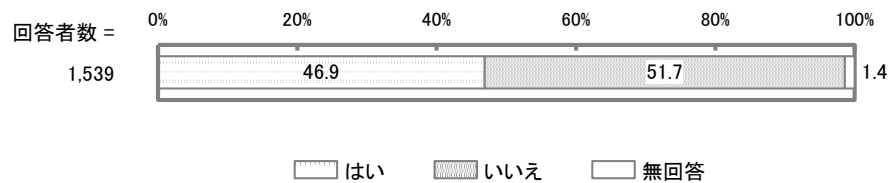
「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合が54.2%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」の割合が24.6%、「あいさつをする程度」の割合が13.5%となっています。

平成23年度調査と比較すると、「何かあったときにはすぐに助け合える関係」の割合が11.7ポイント減少しており、「立ち話をする程度」が8.1ポイント、「あいさつをする程度」が6.4ポイント増加しています。



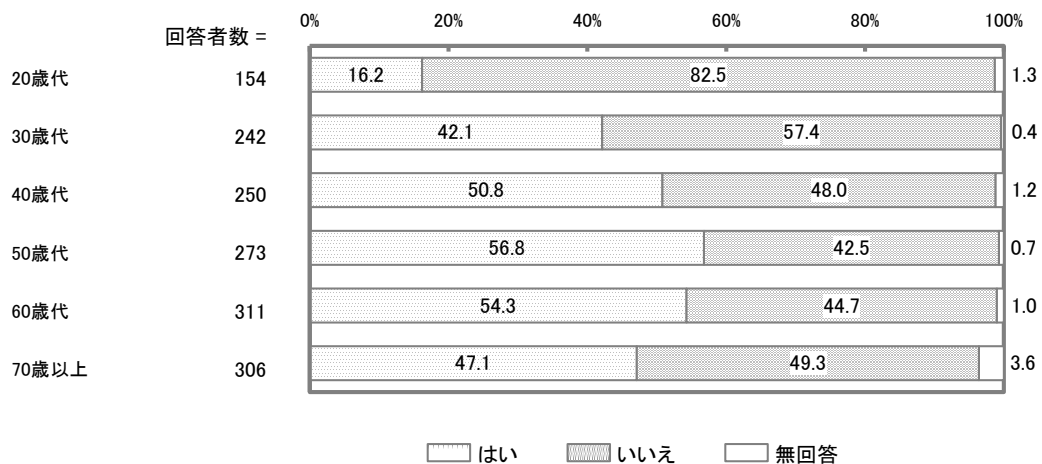
④地域活動の参加状況

「はい」の割合が46.9%、「いいえ」の割合が51.7%となっています。



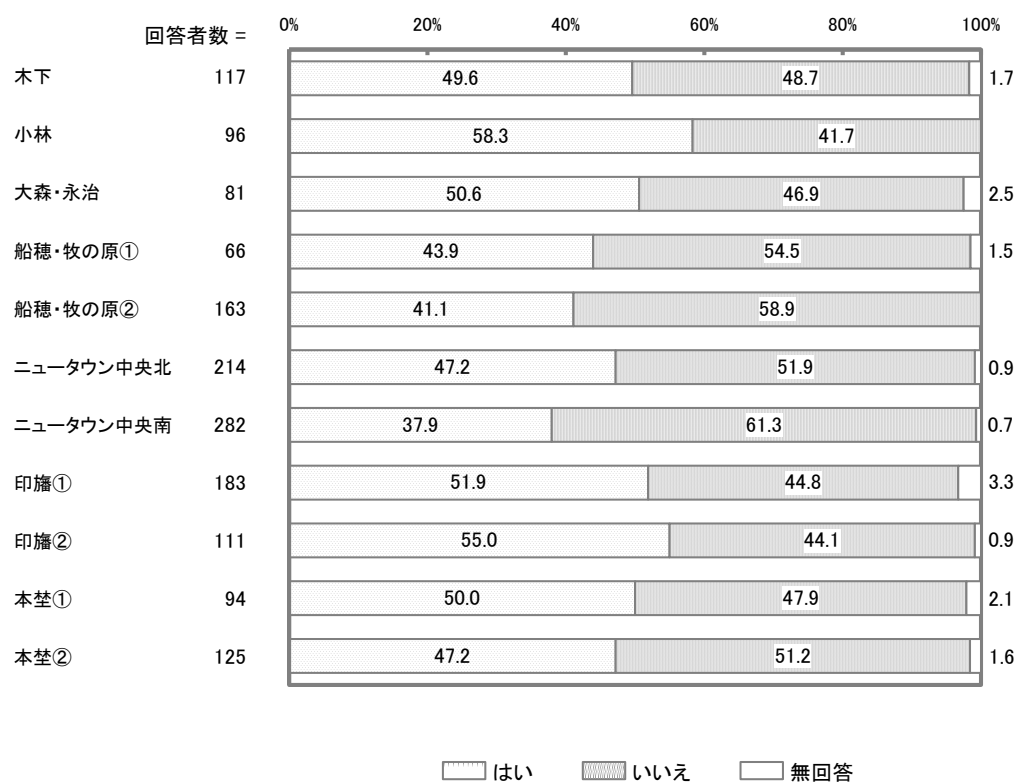
【年齢別】

年齢別でみると、他の年齢に比べ、20歳代で「はい」の割合が低く、2割未満となっています。また、50歳代で「はい」の割合が高く、約6割となっています。



【居住地区別】

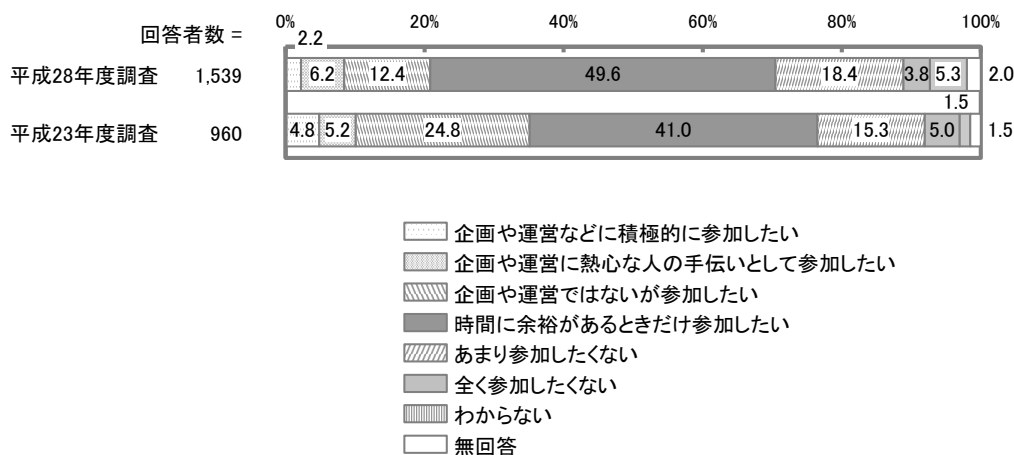
居住地区別でみると、他の地区に比べ、小林で「はい」の割合が高く、約6割となっています。また、船穂・牧の原②、ニュータウン中央南で「いいえ」の割合が高く、約6割となっています。



⑤地域活動の参加意向

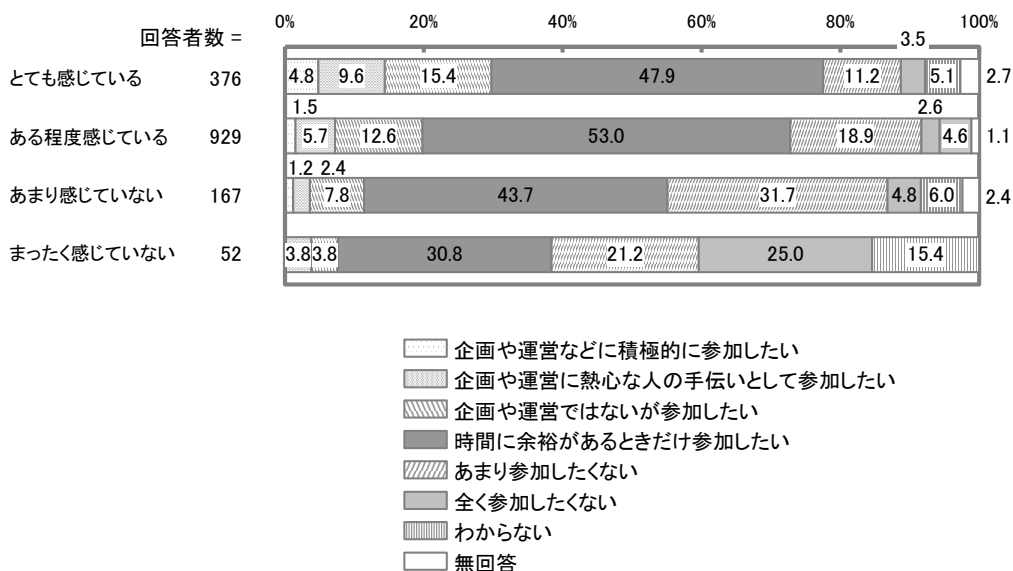
「時間に余裕があるときだけ参加したい」の割合が49.6%と最も高く、次いで「あまり参加したくない」の割合が18.4%、「企画や運営ではないが参加したい」の割合が12.4%となっています。

平成23年度調査と比較すると、「企画や運営ではないが参加したい」の割合が12.4ポイント減少しています。



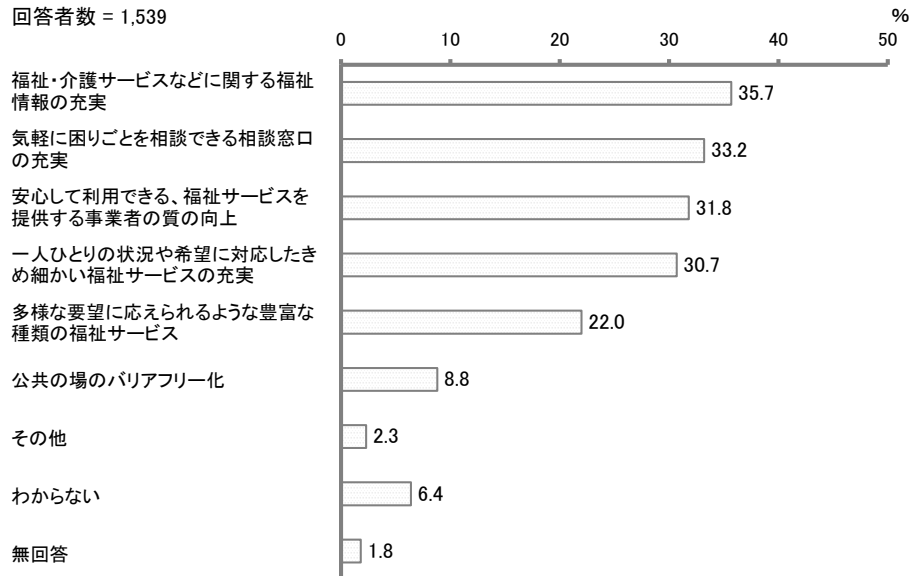
【愛着度別】

愛着度別でみると、愛着を感じているほど“参加したい”の割合が高く、とても感じている人で約8割となっています。



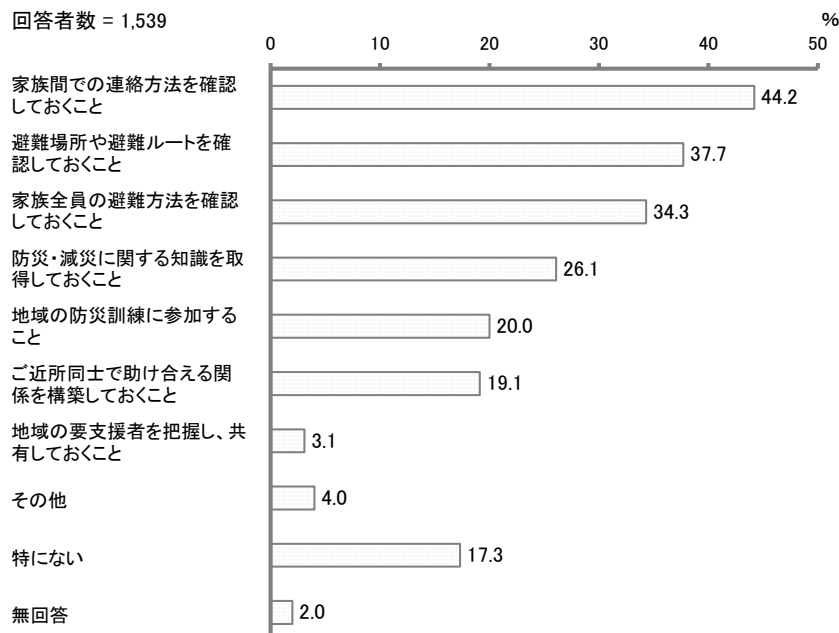
⑥印西市の福祉に必要なあるいは重要と思うこと

「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」の割合が 35.7%と最も高く、次いで「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」の割合が 33.2%、「安心して利用できる、福祉サービスを提供する事業者の質の向上」の割合が 31.8%となっています。



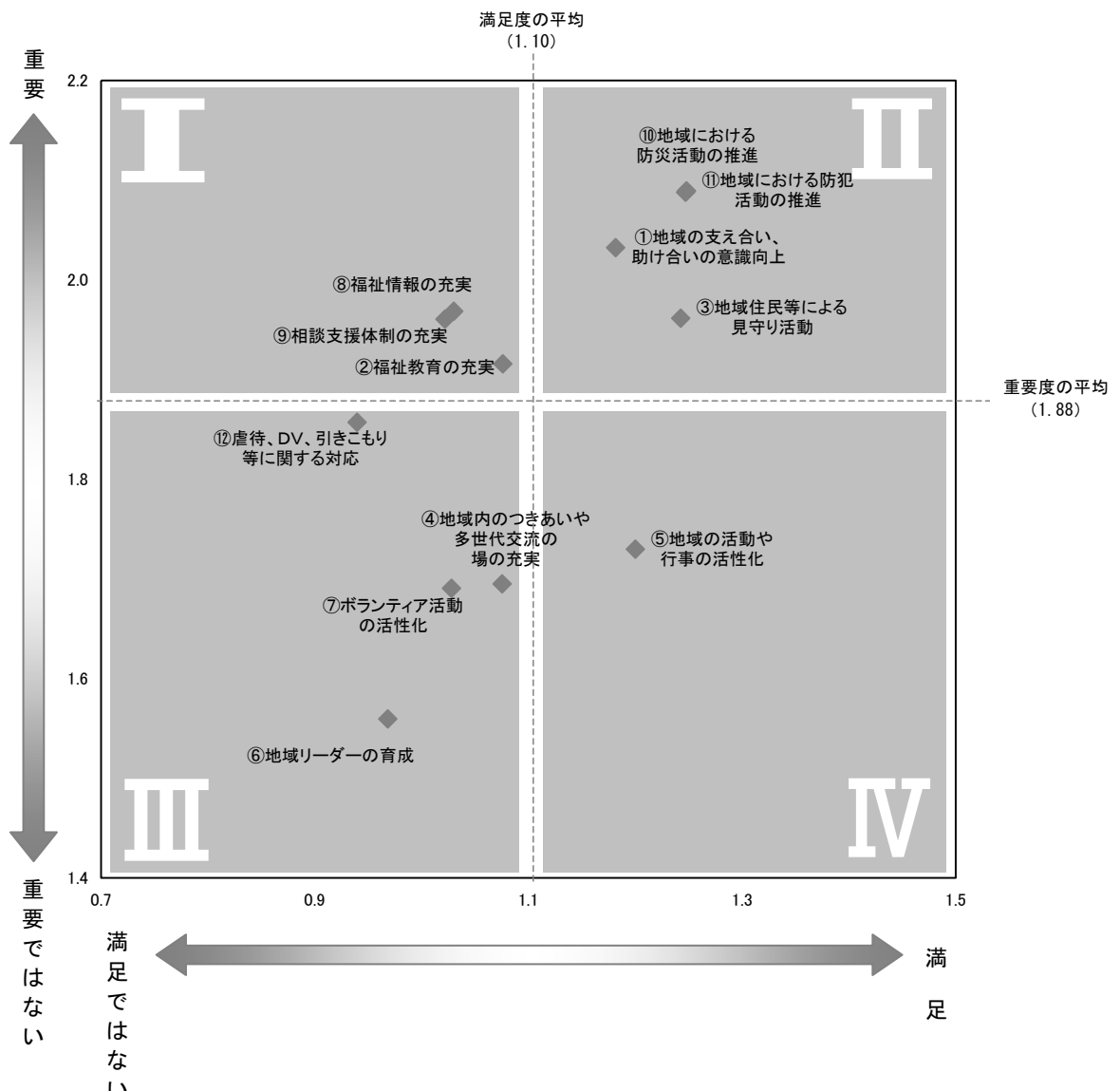
⑦災害等に備えて日ごろの生活の中で心がけたり、実施していること

「家族間での連絡方法を確認しておくこと」の割合が 44.2%と最も高く、次いで「避難場所や避難ルートを確認しておくこと」の割合が 37.7%、「家族全員の避難方法を確認しておくこと」の割合が 34.3%となっています。



⑧福祉の取り組みに関する満足度と重要度

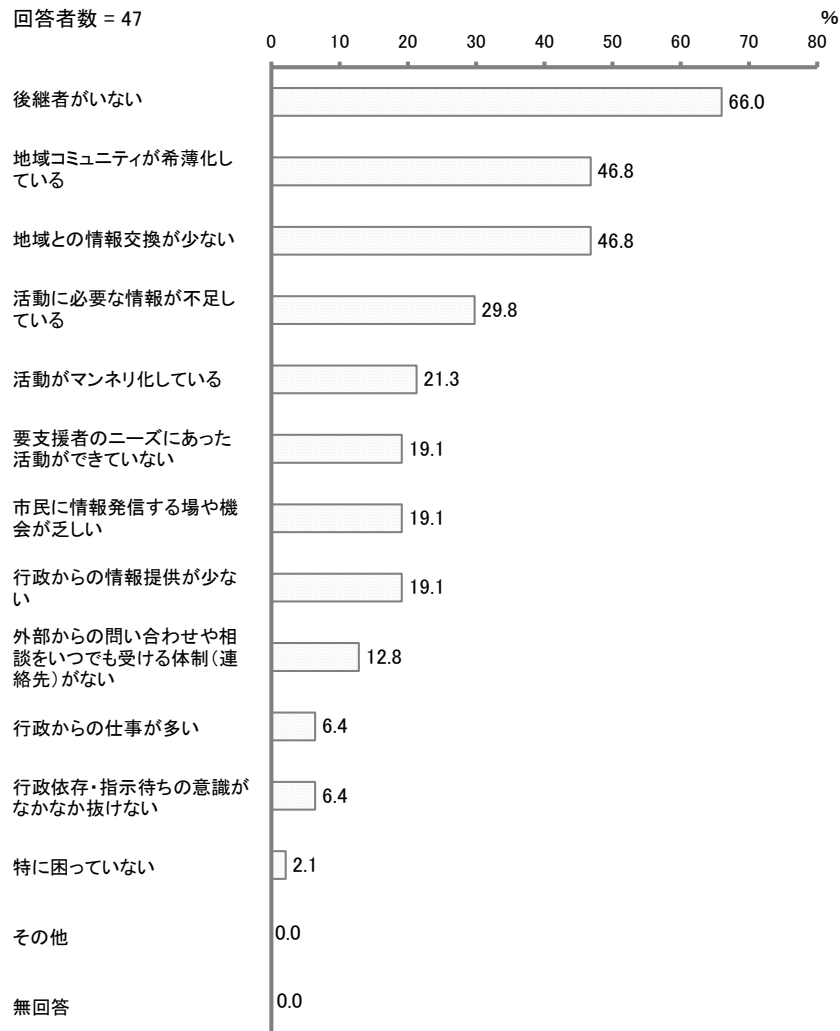
②福祉教育の充実、⑧福祉情報の充実、⑨相談支援体制の充実はタイプⅠ（重要度が高いにも関わらず満足度が低い）に属しており、今後一層施策充実が求められています。また、タイプⅡ（満足度、重要度ともに高い）に属している①地域の支え合い、助け合いの意識向上、③地域住民等による見守り活動、⑩地域における防災活動の推進、⑪地域における防犯活動の推進について今後とも施策を充実していく必要性が伺えます。



(3) 民生委員・児童委員アンケート調査結果 ● ● ● ● ● ● ●

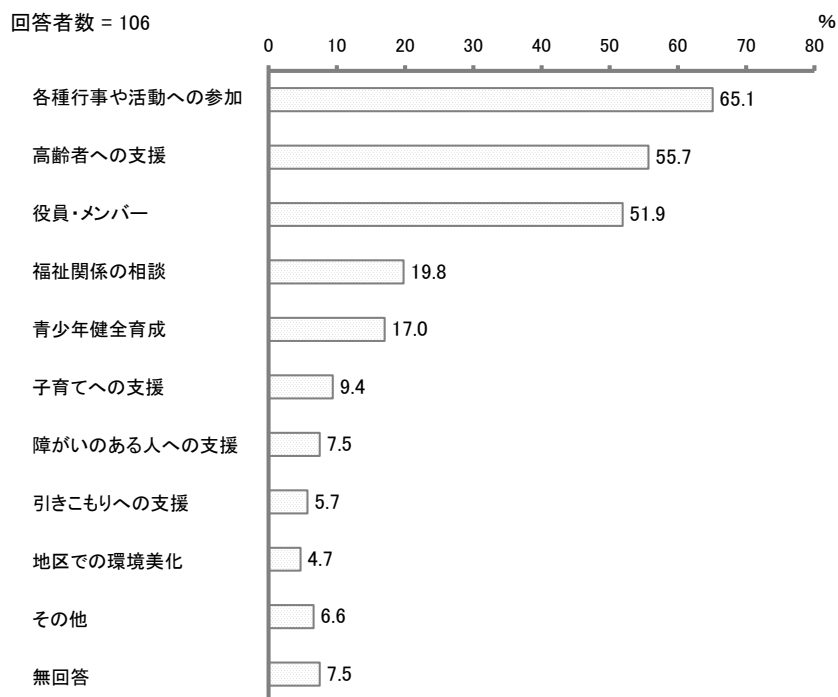
①活動するうえで、困っていること

「後継者がいない」の割合が 66.0%と最も高く、次いで「地域コミュニティが希薄化している」、「地域との情報交換が少ない」の割合が 46.8%となっています。



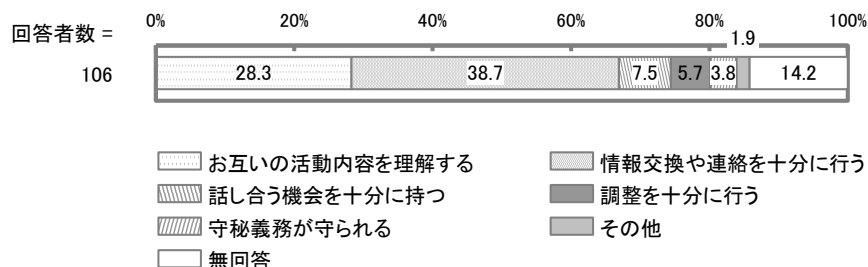
②活動するうえで、市社会福祉協議会及び支部社会福祉協議会と連携していること

「各種行事や活動への参加」の割合が65.1%と最も高く、次いで「高齢者への支援」の割合が55.7%、「役員・メンバー」の割合が51.9%となっています。



③市社会福祉協議会及び支部社会福祉協議会との連携で必要だと思うこと

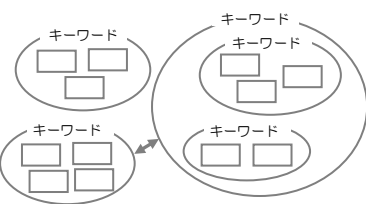
「情報交換や連絡を十分に行う」の割合が38.7%と最も高く、次いで「お互いの活動内容を理解する」の割合が28.3%となっています。



3 地域懇談会からの意見

(1) 地域懇談会の概要 ● ● ● ● ● ● ● ●

①実施概要

目 的：	地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたり、地域活動を推進する上での地域の現状課題を共有し、その解決方法や今後必要となる取組について考えるため、支部社協の委員による意見交換を行いました。
ワーキングテーマ：	① 地域の様々な団体との連携の充実 (地域の人に活動を知ってもらうには、 いろいろな団体との協力・連携を増やしていくには) ② 地域活動への住民参加の促進 (近所とのつながりをつくっていくには、 助け合いの機運を高めていくには) ③ 地域人材(リーダー、ボランティアなど)の育成 (活動のリーダー・ボランティアの担い手になる人を増やしていくには)
ワーキングの進め方：	① テーマ毎に問題点、課題、今後必要だと思う取組などを1つずつ付箋に記入します。どんな意見でも構わないので、思いついたことを素直に書いてください。 ② 記入した意見を1人1つずつ順番に発表し、用紙に貼っていきます。 ③ ディスカッションしながら、似た意見をグループ化します。 ④ グループをあらわす言葉でまとめます。 ⑤ グループの間に関係がある場合は、線や矢印を記入します。  ⑥ 意見をまとめ、発表します。

②実施状況

地区名	日時	会場
印旛	8月24日（水）14：00～	ふれあいセンターいんば
本埜	9月6日（火）10：00～	本埜公民館
ニュータウン中央北	9月7日（水）13：30～	フレンドリープラザ
木下	9月8日（木）13：30～	総合福祉センター
大森・永治	9月9日（金）13：30～	総合福祉センター
ニュータウン中央南	9月12日（月）13：30～	サザンプラザ
船穂・牧の原	9月21日（水）14：00～	ふれあい文化会館
小林	9月30日（金）10：00～	小林コミュニティプラザ

参加者数 135 名

(2) 意見 ● ● ● ● ● ● ● ●

①地域の様々な団体との連携の充実

【主な意見】

- ・他団体の構成員や、活動内容を知らない。活動を発表する場や各団体が集まる場、情報交換をする場などもなく、協力が難しい
- ・各団体が自団体の主な目的となる活動を優先している。また、交流の必要性を感じていない部分もある
- ・災害発生時に避難指定場所に地域住民が集合できるよう、防災組織との連携は必要だが、防災組織をつくるのに、先に動いていく人がおらず、組織ができて活動まで結びつかない
- ・アンケートから、民生委員の認知度が低いとわかった
- ・各団体と社協との連携・連絡を強めたい
- ・団体連携のための活動資金援助や、市からの対応策がほしい
- ・地域活動を知らない人が多い。様々な団体の活動内容を具体的に知らせる機会づくり
- ・参加したいと思っている人はいるが、参加に至らない
- ・活動への新しい参加者が増えない
- ・どんな団体があるかわからない。活動内容・活動場所や仕組みについてよくわからないという住民が多い
- ・回覧でPRするなど、参加意識を高めたり、口コミで仲間を増やしたりしながら活動を広げる



【課題・今後の取り組み】

- ・社協や各団体が、情報交換・交流・連携するための場づくりや、行政からの支援が必要
- ・防災組織活動の活動を活発にすることが必要
- ・地域活動や、地域で活動している団体・委員についての認知度を高めるため、広報・周知の徹底が必要
- ・各団体の連携推進や団体の活動を支援する行政のサポートが求められている
- ・参加したいと思っているが実際に参加していない人に参加を促すきっかけづくりが必要。

②地域活動への住民参加の促進

【主な意見】

- ・地域活動への参加が積極的でない人、参加していない人・参加意欲のない人がいる。若い世代は働いていて忙しい
- ・町内の高齢化が進み、災害など何かあったときは、困難が予想される
- ・ボランティア活動へ若い人が参加しにくのではないかな。また、ボランティア活動のやり方や内容の周知に工夫が足りないのではないかな
- ・中心となって引っ張る人がいない。自分からはリーダーにならない。リーダーの育成とそれを支える組織が不十分
- ・行事があっても参加するのはいつも同じ人。参加人数の減少と固定化が起きている
- ・地域住民に活動内容が知られていない
- ・町内会に新しい住民が入会しない。新しい住民と昔からの住民でコンタクトが取れない
- ・防災訓練について、関心のある人も多いが参加者は少ない
- ・地域活動をしている人から近隣へのこまめな声かけ
- ・地域活動・ボランティア活動を始めるきっかけがない
- ・活動内容を知らせる広報活動の強化
- ・地域交流の場・イベントを多く企画し、魅力を伝え、参加してもらう・関心を持ってもらう
- ・地域活動が地域にとって必要なことであることを理解してもらう
- ・登録者数の裾野を広げる。ひとりひとりの負担を減らし参加しやすくする



【課題・今後の取り組み】

- ・新しい参加者・若い世代の参加者獲得のために、活動内容について広報・周知をしていくことが必要
- ・防災について、住民の意識向上が必要
- ・ボランティアの種類や活動内容を具体的に示していく必要がある
- ・活動以外に行事や魅力的な研修を行ったり、身近なテーマを挙げたりするなど、参加率向上の取り組みが必要
- ・参加を促すために、地域の人の中でこまめに声をかけることが必要

③地域人材（リーダー・ボランティアなど）の育成

【主な意見】

- ・ボランティアがどのようなものか、どこでしているのか、するにはどうしたらよいかわからない人が多い
- ・特に若い人でボランティアに興味のない人が多い。ボランティアが高齢化している
- ・ボランティア活動に参加している人が周りにいない
- ・町内会や自治会への加入者が少ない
- ・若い人は仕事があり、退職した人は農業が忙しくボランティアに参加できない人が多い
- ・ボランティア活動への呼びかけ・集まる機会が足りていない
- ・若い人を中心に自主防災会を立ち上げていたり、防災訓練への参加者が増加している
- ・リーダーのなり手はいないが、ボランティアに参加する人はいる。また、気軽にできるボランティアへの意欲はある
- ・ボランティア参加を増やすために活動内容を知ってもらう
- ・実際の声かけが不足している
- ・気軽に参加できる集いの場を設ける
- ・関心のあることから呼びかけ、ふれあう機会を持つ
- ・活動を通してリーダーを育てていく。強力なリーダーシップを持った人が必要
- ・高齢者のリーダーが多い。30～50代の働いている世代でリーダーが不在。若い世代でリーダー候補者がいない
- ・リーダーの育成の前に、なり手となる人材を集めなければならない状況
- ・ボランティアについて、地域の学校・自治会にPR不足



【課題・今後の取り組み】

- ・関心のある分野や、参加しやすい部分から声かけ、ボランティア活動への協力を積極的に呼びかけることが必要
- ・防災への関心が高い現状があり、そういった面から地域の組織への参画を促すことが重要
- ・活動場所や内容を知ってもらうこと、興味を持ってもらえるような機会づくりが必要
- ・ボランティア活動について、学校や町内会・自治会への広報強化が必要
- ・ボランティアに関心を持つような呼びかけが必要。紙媒体ではなく、実際に声をかけることも重要
- ・若い世代や、仕事のある人でもボランティアに参加できるような日時や内容の検討が必要
- ・リーダーのなり手について、活動を通して人材を探し、育成することが必要
- ・リーダーが高齢化しており、特に若い世代で人材発掘が必要

4 第2次地域福祉の評価

第3次地域福祉計画を策定するにあたり、平成27年度の取り組みの実施状況について評価を行いました。

第2次計画に基づく取り組みのうち、8割の取り組みは、「できている」「ほとんどできている」という評価になっています。

そのなかで、施策7「地域でやさしく包み込む支援の輪づくり」については、ほとんどの取り組みが“できている”という評価となっています。その一方で、施策1「人への思いやり、やさしい心が自然に育つ教育、意識づくり」は、“できていない”評価の取り組みが占める割合が高くなっています。教育の現場や講演会などで市民の理解を深める活動、市内の企業・事業所と地域との連携意識の推進、市民向けの福祉施設見学や体験学習の機会の設置、などができていないという評価になっており、福祉の心を育む機会を充実していく必要があります。

その他には、家庭や地域でのあいさつや声かけの推進の後援、地域座談会の開催、ボランティア活動や市民活動のPRや情報発信、ボランティアセンター機能の強化、災害ボランティアの組織づくり、などができていないという評価になっています。

5 印西市の地域福祉における課題

(1) 福祉意識の醸成と地域のつながりづくり ● ● ● ● ● ● ●

千葉ニュータウン等への人口集中、核家族化、少子化・高齢化といった現象は、地域における人々の関係も希薄化し、特に働き盛りの世代では、仕事に追われ地域に目を向けられない傾向がみられます。

①人への思いやり、やさしい心が自然に育つ教育、意識づくり

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、地域の問題に自身に関わるべきと感じる割合が前回調査と比べ低下しています。また、「福祉教育の充実」について重要度に比べて満足度が低くなっています。

事業評価をみると、社会福祉協議会による心のバリアフリーについて、教育の現場や、講演会などで市民の理解を深める活動、市内の企業・事業所と地域との連携意識の推進、市民向けの福祉施設見学や体験学習の機会の提供があまりできていません。

そのため、地域住民が協力し合える地域をつくるためには、子どもの頃から福祉の心を育てるとともに、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てていくことや、交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、認知症のある人などに対する理解を深めることが必要です。

②誰もが分け隔てなく参加し、協力できる地域のつながりづくり

住民の近所付き合いや地域での助け合いに関する意識の希薄化が進んでおり、住民同士で地域を支えあっていくためには、あいさつが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、地域間で、地域づきあいの必要性の認識や参加意欲、地域活動への参加の割合が異なり、特に、若い世代で必要性の認識、参加意欲、参加の割合が低くなっています。また、地域の支えあい・助け合いの意識向上や地域の見守り活動を重要と考える人が多くなっています。

地域懇談会からも、地域活動への参加が積極的でない人、参加していない人がいることや、町内会・自治会に新しい住民が入会しないことに対する声が上がっており、参加の促進や新しい参加者・若い世代の参加者獲得が課題となっています。

事業評価をみると、社会福祉協議会による家庭や地域でのあいさつや声かけの推進の

後援、地域座談会の開催があまりできていません。

そのため、あいさつから近所付き合いや地域の活動への参加に対する意識や地域への愛着を高めるとともに、地域活動の大切さや活動の起こし方などの情報提供、地域の活動内容について広報・周知を行うなど、活発な地域活動を広めていくことが必要です。

③地域活動のため、動きやすい活動のしくみづくり

地域活動やボランティア活動においては、将来の担い手の不足や活動メンバーの固定化が大きな問題となっており、若年層や団塊世代の参加促進をはじめ、参加者の裾野を広げていくことが重要です。

平成28年度アンケート調査をみると、地域に愛着がある人ほどボランティア経験者が多く、仲間やきっかけがあれば今後参加したい人が多くなっています。また、地域リーダーの育成、ボランティア活動の活性化は満足度が低くなっています。

民生委員調査では、活動に困っていることとして、「後継者がいない」ことが最も多く、人材の育成が必要となっています。地域懇談会からも、若い人でボランティアに興味のない人が多く、ボランティアが高齢化している、リーダーのなり手がいない、若い世代でリーダー候補者がいない、という声が上がっており、人材の確保が課題となっています。

事業評価をみると、社会福祉協議会によるボランティア活動や市民活動のPRや情報発信、ボランティアセンター機能の強化、活動の場の提供、地域の福祉人材の育成や活用があまりできていません。

そのため、ボランティア等の地域活動に関心を持ってもらえるような仕組みづくり、きっかけづくりを行い、継続的に情報発信し、新たな担い手を育成していくことが必要です。

(2) 福祉サービスを利用しやすい仕組みの構築 ● ● ● ● ● ● ●

本市では、一人暮らし高齢者や要介護認定者、認知症高齢者、障がいのある人、一人親家庭など支援が必要な方が年々増加しており、それらの方の生活課題やニーズも多様化してきています。

①わかりやすく、いつでも利用できる情報提供や相談のしくみづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、必要なサービスや制度の利用方法等を知り、安心して良質なサービスを利用できる体制が重要です。

平成28年度アンケート調査をみると、福祉に必要な事業では、「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」の割合が最も高く、次いで「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が挙がっています。また、地域においては困りごとについて身近に相談できる相手がいない人もいる中で、社会福祉協議会や民生委員などの周知が十分図られていない現状もみられます。

民生委員調査からも、市や社会福祉協議会に期待することとして、「情報提供の充実」、「気軽に応じることのできる相談体制の充実」、「情報交流できる場づくり」などの割合が高く、情報提供や相談体制の充実が求められています。

一方で、事業評価をみると、社会福祉協議会による情報発信や相談窓口の充実・広報があまりできていません。

そのため、各年代の情報入手手段やニーズに応じた福祉に関する情報提供の充実が必要です。さらに、地域の相談者や相談機関の周知を図るとともに、誰もが利用しやすく、相談内容に応じて適切に専門機関や専門職につながっていく仕組みづくりが必要です。

また、地域の活動が活性化する様、活動者・活動団体同士が情報共有・情報交換ができる場づくりなども必要です。

②安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり

利用者が不利益を被ることなく、安心して良質なサービスを受けられるように、サービスの質の確保することが重要です。

平成28年度アンケート調査をみると、福祉に必要な事業では、「事業者の質の向上」「きめ細かい福祉サービスの充実」が上位に挙がってきています。

事業評価をみると、ゆうゆうサービス、ワンコインサービスの周知があまりできていません。

そのため、障がいを持つ人や高齢者等が、安心して自立した生活を送ることができるように、本人の自己決定を尊重しながら、質の高い福祉サービスの利用を支援するとともに、判断能力が十分でない人の権利を擁護する体制の充実をしていくことが必要です。

(3) 安心して暮らせる地域づくり ● ● ● ● ● ● ●

誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮し続けるためには、使いやすく利用しやすい生活環境の整備や地域コミュニティの向上が必要不可欠となります。

①暮らしやすさを実感できるまちづくり

より多くの人が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による整備の推進など、社会に存在する様々な障壁の改善を図っていくことが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、地域の防災・防犯活動の推進を重要と考える割合が高くなっているが、防災への備えとして「近所同士の助け合える関係構築」「地域の防災訓練への参加」の割合が低くなっています。また、めざすべきまちの姿として、「災害や犯罪から守られた、安心・安全なまち」の割合が最も高くなっています。

地域懇談会からも、防災訓練に対する関心の高さに関する声が上がっており、防災についての住民の意識向上や防災組織活動の活性化などが求められています。

事業評価をみると、災害時要援護者台帳の作成、災害ボランティアの組織づくりがあまりできていません。

そのため、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めるとともに、地域の防犯・防災体制を整備し、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが必要です。

②地域でやさしく包み込む支援の輪づくり

子どもの連れ去り、高齢者等の消費者被害、DVや虐待などの犯罪を防ぐためには、高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立させないことが重要です。

平成 28 年度アンケート調査をみると、「虐待、DV、引きこもり等への対応」は、満足度が低い人の割合が最も高く、重要度に比べて満足度が低くなっています。

そのため、地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障がいのある方など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、関連機関と連携を取りながら適切な対応をしていくことが必要です。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化の進行、一人暮らし世帯の増加など社会環境を背景に、地域の人間関係や家族関係が希薄化し、地域から孤立してしまう人、あるいは高齢者や障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭など、様々な困難を複合的に抱える人たちが増加しています。

また、近年、社会経済環境の変化に伴い、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に至るリスクの高い人々や働き盛りの年齢層を含む生活保護受給者が増大しています。こうした動向を受けて、生活保護法の一部が改正されるとともに生活困窮者自立支援法が成立するなど、生活に困窮している人の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築の必要性が高まっています。

これまでの、印西市地域福祉計画では、計画の基本理念を、「声をかけあい つながりあい ふれあい いっぱい 印西市」と定め、人と人、心と心のふれあいが広がることで、みんなの“しあわせ”＝『地域福祉づくり』も広がって、「住んでいてよかった」と思える印西市の実現に向けて、地域福祉を推進してきました。

社会情勢の変化による新たな課題に対応し、思いやり支え合う地域の福祉活動を推進して行くためには、住民が地域福祉についての理解を更に深め、地域住民の理解や参加だけでなく、民生委員・児童委員や事業所、NPO、行政など様々な関係機関の効果的な連携による、支え合いや助け合いができる関係づくりが一層求められます。

本市における地域福祉を更に推進していくため、計画の基本理念を「声をかけあい つながりあい 思いやり支え合う 印西市（仮）」とし、市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという「地域連帯意識」を育て、思いやりと支え合いのもと、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

〔 基本理念 〕

声をかけあい つながりあい
思いやり支え合う 印西市（仮）

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げます。

(1) 互いに支え合う地域のコミュニティづくり ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉を進めていくうえで、日ごろからのあいさつや声かけ等の近所づきあいが地域づくりの基礎になります。そのために、交流を通じた地域の関係づくりを進めます。地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人の存在を発見し、住民一人ひとりが地域での人とのふれあい・つながりの重要性を再認識し、福祉コミュニティを醸成する意識啓発を進めます。

(2) 支援が必要な人ひとり一人を支える仕組みづくり ● ● ● ● ● ● ●

福祉サービスを利用するうえで、身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができないなど様々な状況があります。支援を必要とする人が適切にサービスにつなげられるよう、地域住民、地域の諸団体、行政が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

そして、多様化する福祉ニーズに対応し、地域で暮らしていくために必要な福祉サービスの充実を図るとともに、支援が必要な人が利用できる仕組みを充実します。

(3) 安心安全に暮らし続けられる環境づくり ● ● ● ● ● ● ●

近年、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。地域で大規模な災害が起きた時、犯罪が起きた時など、行政の力だけでは十分な対応ができないことがあるうえ、これらの災害や犯罪はいつ起きるか想定ができません。このような中、いざという時に地域で支え合えるよう、個人や家庭で日頃から防災や防犯に対する意識や活動を高め、地域コミュニティの向上による、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化や移動支援の充実を図り、誰でも暮らしやすい、やさしいまちづくりを推進します。

3 計画の体系





第4章

施策の展開

1 互いに支え合う地域のコミュニティづくり

(1) 思いやりや福祉のこころを育む福祉教育 ● ● ● ● ● ● ●

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、市民がお互いに支え合い、助け合う意識を高めることが必要です。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支えあい、助けあいの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけを進めます。

また、すべての市民が、地域福祉の推進役として活躍できるよう、生涯学習機会、イベント等を通じて、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを進めていきます。

市民の取組

- あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行いましょう
- 子どもから大人まで誰もが地域活動へ積極的に参加し、様々な活動を体験しましょう
- 地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう
- 身の回りのことから助け合いをするという気持ちを育てていきましょう
- 隣、近所と物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくりましょう

地域の取組

- 学校や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助けあい、支え合いの意識を育みましょう
- 障がい、認知症等に関する対応や人権等の学習や理解を深める取り組みを進めましょう

行政の取組

- 地域における支えあいによる地域福祉についての啓発
- 支援の必要な市民との交流機会づくり
- 学校での福祉教育の推進
- 地域での福祉体験機会の提供

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ 地域における支えあいによる地域福祉についての啓発	
広報、ホームページ等活用した市民への地福祉計画の理念や地域福祉活動計画の実践の普及	社会福祉課 社会福祉協議会
教育の現場や、講演会、高齢者とのふれあい事業などによる市民の心のバリアフリーについての理解の浸透	障がい福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
○ 支援の必要な市民との交流機会づくり	
市民センター等を地域活動の場として活用した気軽に立ち寄れるふれあいの場づくり	社会福祉課
市内社会福祉法人施設長などとの地域座談会の開催	社会福祉課 社会福祉協議会
○ 学校での福祉教育の推進	
学校教育での老人ホーム等の職場体験	指導課
小学生等へ的高齢者疑似体験や車いす操作など体験学習の機会の提供	社会福祉協議会
○ 地域での福祉体験機会の提供	
福祉関係の出前講座による福祉を考える機会の提供	生涯学習課
メンタルヘルスサポーター養成講座参加者のデイケア実習を通じたの障がい者との交流体験	障がい福祉課

(2) 地域の誰もが分け隔てなく参加し交流する場の構築 ● ● ● ● ● ● ●

地域コミュニティが薄れている昨今では、近所の人顔を知らない人も少なくありません。地域での助け合いの第一歩として、お互いの顔がわかる関係を築くことが重要であり、交流の場の提供や、あいさつなどを通して、子どもから高齢者まで、お互いが顔のわかる関係づくりを推進します。

市民の取組

- ふれあいサロン、子育てサロン活動へ積極的に参加しましょう
- 隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図っていきましょう

地域の取組

- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を進めましょう
- 身近な交流の場として、公民館等を利用しましょう
- 障がい者施設等において、障がいのある人と地域住民が交流できる行事や機会をつくりましょう
- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくりましょう
- 地域コミュニティや町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティアにおいて、活発な世代間交流を行いましょう

行政の取組

- 世代間で交流するきっかけづくり
- 様々な市民との交流機会づくり
- 地域でのあいさつ、声かけの促進

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ 世代間で交流するきっかけづくり	
小中学生や高齢者とのふれあい交流会により、地域での世代間交流の 機会の確保。	社会福祉協議会
公民館・交流館まつり、いんざい産業まつりや各種イベント行事の実 施、支援	生涯学習課 スポーツ振興課 社会福祉協議会 農政課
○ 様々な市民との交流機会づくり	
学校における地域の方々による歴史や文化に関する講話の実施	学務課
総合型スポーツクラブを通じた地域交流の支援	スポーツ振興課
外国人市民等を講師にした異文化理解推進事業、各公立保育園で国際 化推進事業、異文化理解講座などの、外国人との交流	企画政策課 保育課
○ 地域でのあいさつ、声かけの促進	
安全パトロールや小学校との交流事業、ふれあいサロンなどを通じた 家庭や地域でのあいさつや声かけの推進の後援。	社会福祉協議会 生涯学習課
町内会未組織地域の設立支援や転入者への加入促進パンフレットの 配布	市民活動推進課

(3) 地域福祉の担い手の育成・強化 ● ● ● ● ● ● ●

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、人と人との絆、交流を深め、お互いに支え合い、助け合う地域をつくる必要があります。

市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ち、町内会・自治会などの地域活動やボランティア活動に参加・協力できる人材の養成を支援していきます。

また、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成を行います。

市民の取組

- ボランティア活動に積極的に参加しましょう
- ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修などに参加しましょう

地域の取組

- ボランティア団体による活動内容の情報発信をしましょう
- ボランティア団体やサービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的に受け入れましょう
- ボランティア団体同士による交流を行いましょ
- あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画しましょう
- ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけましょ

行政の取組

- ボランティアに関する情報提供の充実
- ボランティア講座などの拡充
- さまざまな人がボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり
- ボランティアコーディネーターの養成
- 福祉・健康に関する NPO・ボランティア団体などの市民活動の把握と活用
- NPO・ボランティア団体などの市民活動に関する広報の充実

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ ボランティア講座などの拡充	
ボランティアや地域の福祉人材の養成講座の開催	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
公民館、コミュニティセンター等の活用の支援と人材育成	市民活動推進課 生涯学習課
○ さまざまな人がボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり	
○ ボランティアコーディネーターの養成	
福祉まつりやボランティア体験会などによるボランティア活動や市民活動団体の交流・発表機会の拡充	市民活動推進課 社会福祉協議会
ボランティアセンターの機能の強化	社会福祉協議会
○ 福祉・健康に関する NPO・ボランティア団体などの市民活動の把握と活用	
市民活動支援センターによる情報提供や団体交流の活動支援	市民活動推進課
市民活動支援センターや地域福祉センターを活用した、団体の活動の場の提供や交流支援	社会福祉課 市民活動推進課 社会福祉協議会
支部社会福祉協議会活動の支援	社会福祉協議会
○ ボランティアに関する情報提供の充実	
○ NPO・ボランティア団体などの市民活動に関する広報の充実	
広報いんざいやホームページによるボランティア活動や市民活動の周知、PR	市民活動推進課 健康増進課 社会福祉協議会
広報やホームページによるボランティア活動や市民活動情報発信の支援	市民活動推進課 障がい福祉課 社会福祉協議会

2 支援が必要な人ひとり一人を支える仕組みづくり

(1) 支援が必要な人を支える相談支援、情報提供体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者、障がい者、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、サービスを利用する人が自分にあったサービスを選択するためには、正確な情報を得ることが必要です。各種制度改正に合わせたタイムリーな情報提供や福祉に関する啓発活動などの充実を図ります。

市民の取組

- 各種相談窓口を有効に活用しましょう
- 福祉の各種制度への関心を高めましょう
- 広報紙や回覧板などから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう

地域の取組

- 地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をしましょう
- 民生委員・児童委員や町内会・自治会、福祉施設などが連携し、多様化する地域での相談ごとに対応しましょう
- 地域が顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を教えあいましょう
- 福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図りましょう

行政の取組

- 地域包括支援センターなどの機能強化
- 専門機関の相互連携による相談支援の仕組みづくり
- 総合支援ネットワークの設置に向けた検討
- 相談窓口の認知度向上を図る
- 福祉健康サービスを的確に選択し、利用できるための情報提供の推進
- 福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供
- 情報取得困難者への支援による情報格差の是正

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ 地域包括支援センターなどの機能強化	
地域包括支援センターにおける高齢者の相談窓口の連携強化	高齢者福祉課
○ 専門機関の相互連携による相談支援の仕組みづくり	
市役所相談事業の充実	市民課、障がい福祉課 子育て支援課、健康増進課 指導課
民生委員・児童委員による相談活動の支援	社会福祉課 社会福祉協議会
ホームページや広報等活用した民生委員・児童委員による相談援助活動の広報・支援	社会福祉課
家庭内での暴力や虐待通報への対応や相談体制の整備	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課
引きこもりの方の家族向け相談窓口の実施	障がい福祉課
育児支援家庭訪問事業等実施	子育て支援課
障がいや発達の遅れなどのある子どもへの相談対応の実施	障がい福祉課
SOSネットワークの活用した高齢者の早期発見、保護	高齢者福祉課
外国人市民への相談窓口の実施・相談支援	市民課、企画政策課 子育て支援課 健康増進課
○ 総合支援ネットワークの設置に向けた検討	
地域の関係者・関係機関による分野横断的なネットワークの構築に向けた、小域福祉圏ネットワークのあり方や立ち上げ支援等の検討	社会福祉課 社会福祉協議会

取り組み内容	担当課
○ 相談窓口の認知度向上を図る	
市役所の福祉窓口の情報提供の充実	社会福祉課、障がい福祉課 健康増進課、土木管理課
市の相談窓口の充実・広報	関係各課
○ 福祉健康サービスを的確に選択し、利用できるための情報提供の推進	
ホームページによる福祉に関する制度や事業の情報発信の充実	関係各課
○ 福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供	
子どもガイドブックや社協ガイドブック、各種パンフレット等の普及、活用	障がい福祉課 子育て支援課、保育課、 健康増進課 社会福祉協議会、市民課
広報などによる出前講座のPR	生涯学習課
○ 情報取得困難者への支援による情報格差の是正	
手話通訳者及び要約筆記者の派遣、声の広報等音訳したCDの配布、貸出、点字図書給付事業の実施	障がい福祉課 社会福祉協議会

(2) 困難を抱えた人を見守り、支援する体制の充実 ● ● ● ● ● ● ●

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援や介護を必要とする高齢者、障がいのある人、子育て世帯などが地域の中で孤立することのないよう、日常の見守りや声かけなどの体制の充実に努めます。

また、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業など生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。

市民の取組

- 近所の人による自主的な見守り活動などを通じて、困っている人などを把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ報告しましょう
- 生活に困難を抱えた人を見守りましょう
- 困ったことがあった時の相談先を伝えましょう
- 地域におけるちょっとした声かけをしましょう

地域の取組

- 民生委員・児童委員や地域住民が、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等への訪問等を行います
- 地域でひとり暮らし高齢者や障がい者の生活を手助けしましょう
- 子育てに悩む親が孤立しないよう、見守りましょう
- 孤立しがちな高齢者や障がい者の閉じこもりを予防するため、地域のサロン活動や生きがい活動、交流活動等を実施していきましょう
- 地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いを進めましょう
- 日頃より、地域で支援が必要な人を把握しましょう

行政の取組

- 地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集・把握
- 虐待・暴力防止のための横断的なネットワークの構築と支援の推進
- 相談窓口職員の意識やスキルアップを目的とした研修などの充実
- 経済的自立及び支援のための横断的なネットワークの構築と支援の推進
- 要援護者把握及びサービス利用のための地域ネットワークの構築と支援の推進
- 民間福祉施設による地域貢献活動の推進
- 地域別の地域福祉活動計画策定の推進

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ 地域の生活課題や支援を必要としている人の情報の収集・把握	
主任児童委員や安全パトロール、事業所との協定などによる地域の見守りネットワークづくり	社会福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会
○ 虐待・暴力防止のための横断的なネットワークの構築と支援の推進	
子ども虐待防止対策協議会による関係機関との連携	子育て支援課
○ 相談窓口職員の意識やスキルアップを目的とした研修などの充実	
職場内研修の実施、各分野別研修への参加	関係各課
○ 経済的自立及び支援のための横断的なネットワークの構築と支援の推進	
ひとり親家庭に対する相談や自立支援の充実	子育て支援課
○ 要援護者把握及びサービス利用のための地域ネットワークの構築と支援の推進	
高齢者虐待防止ネットワークを活用した関係機関の連携	高齢者福祉課
○ 民間福祉施設による地域貢献活動の推進	
福祉施設や事業者等への地域貢献活動の啓発や企業参加型の生活支援サービスの検討	社会福祉課 社会福祉協議会
○ 地域別の地域福祉活動計画策定の推進	
地区ごとの地域福祉活動計画の策定に向けた活動支援	社会福祉協議会

(3) 地域で住み続けるための福祉サービスの充実と権利擁護 ● ● ● ● ● ● ●

福祉による支援を必要とする人が、安心して地域で暮らすためには、質の高い多様な福祉サービスが身近な地域で十分に整備されることが不可欠です。

サービス提供事業者と連携し、ニーズに合った福祉サービスを提供していきます。

また、地域で福祉サービスを必要とする人が権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう権利擁護センター等と連携しながら支援します。

市民の取組

- 必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう
- 高齢者、障がいのある人、子ども等市民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動を行いましょう

地域の取組

- 民生委員・児童委員やボランティアなどを通じ、福祉サービスの情報を提供しましょう
- 老人クラブや地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう
- 介護、福祉、医療サービス提供事業所は、わかりやすくサービスに関する情報提供を行いましょう
- 福祉サービスを提供する事業者は、利用者の利益と、基本的人権を尊重しましょう
- 地域住民が人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習の場を提供しましょう

行政の取組

- サービス提供事業者に対する研修や情報提供の充実、情報交換会の構築
- サービス提供事業者の適切な評価の促進
- 社会福祉法人及び施設などに対する指導
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発の推進

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ サービス提供事業者に対する研修や情報提供の充実、情報交換会の構築	
サービス事業者と連携した対応の充実	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課
○ サービス提供の質の向上や福祉人材確保の支援	
利用者の状態や必要度に応じたサービス提供の推進	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課
福祉サービスに携わる人材を育成する研修の実施	高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課
大学等との連携による実習生の受け入れ	高齢者福祉課 介護保険課 健康増進課
○ サービス提供事業者の適切な評価の促進 ○ 社会福祉法人及び施設などに対する指導	
サービス事業者情報の開示	健康増進課
福祉サービス第三者評価の活用指導	社会福祉課
○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発の推進	
社会福祉協議会活動の支援	社会福祉課
成年後見制度など、利用者の尊厳や権利を守るしくみの普及	高齢者福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会

3 安心安全に暮らし続けられる環境づくり

(1) 地域での防犯・防災体制の推進 ● ● ● ● ● ● ●

住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、犯罪を起こさせない、災害時であっても安全に避難できるなど、地域の防犯・防災体制が整備されていることが不可欠です。そのためには「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という考えのもと、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要です。

防犯・防災意識の啓発や活動の促進、災害時要援護者の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていきます。

市民の取組

- 日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう
- 地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう
- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加しましょう
- 災害発生時において、要配慮者を支援しましょう

地域の取組

- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう
- 子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げましょう
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう
- 地域の自主防災組織と他の地域組織との連携強化を図りましょう
- 防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みましょう

行政の取組

- 防犯意識の高揚等の推進
- 防犯施設の整備の推進
- 災害時要援護者避難支援制度の普及・啓発
- 災害時要援護者の情報収集
- 各町内会・自治会、自主防災組織など地域支援者への避難支援体制づくりへの支援
- 福祉避難所としての社会福祉施設の検討

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ 防犯意識の高揚等の推進	
市民安全情報の配信や防犯講話の実施	市民安全課
保育園、幼稚園、小中学校、高齢者クラブなどでの交通安全教室の開催	
放置自転車や違法駐車解消	
○ 防犯施設の整備の推進と防犯対応の体制づくり	
生活道路や公共施設、学校周辺等を重点とした防犯灯の設置	市民安全課
犯罪の発生を抑止するための防犯設備の設置	
犯罪被害を拡大させないための警察との連携	
犯罪被害にあわないための講習会等の開催	
暴力・虐待被害に対する警察、医療機関、行政機関との連携	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 子育て支援課
配偶者等暴力被害に対する女性の悩み相談の実施	子育て支援課
○ 災害時要援護者避難支援制度の普及・啓発	
災害時要援護者台帳の作成と周知	障がい福祉課 高齢者福祉課
○ 災害時要援護者の情報収集	
災害時要援護者の把握と見守りの強化	防災課、社会福祉課、 障がい福祉課 高齢者福祉課
印西地区消防組合個人情報登録制度の普及、活用	防災課

取り組み内容	担当課
○ 各町内会・自治会、自主防災組織など地域支援者への避難支援体制づくりへの支援	
自主防災組織の設置、活動支援	防災課
訓練時等における家庭や地域での防災用備蓄の啓発	
防災行政無線、防災メール、防災HP等による防災情報の発信の充実	
地域防災計画の啓発	
母国語の異なる人向けの防災情報の発信	
災害ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会
○ 福祉避難所としての社会福祉施設の検討	
避難所運営に関する研修の実施	防災課

(2) 暮らしやすい環境のまちづくり ● ● ● ● ● ● ●

地域で高齢者、障がい者、子どもや家庭で介護や子育てをしている家族が安心して暮らすためには、公共施設、公共空間がバリアフリーで整備されていることが重要です。

公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。

市民の取組

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検し、関係機関に知らせましょう
- 健常者は、障がいのある人専用駐車場の利用や点字ブロックへの駐輪等はやめましょう

地域の取組

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検・共有し、安全確保に努めましょう
- 地域で交通安全活動に取り組みましょう

行政の取組

- 公共施設などバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進
- 民間施設でのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の誘導
- 外出支援や買物支援など地域課題に対応する新たな施策の検討と充実

具体的取組

取り組み内容	担当課
○ 公共施設などバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進 ○ 民間施設でのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の誘導	
建物や道路、公園・公共交通等における手すりやスロープの設置などのバリアフリー化の推進	建設課
車いす、ベビーカーなどが通行しやすい歩道整備	土木管理課 建設課
○ 外出支援や買物支援など地域課題に対応する新たな施策の検討と充実	
市内バス公共交通の利便性の向上	交通政策課
移動困難者への移送サービスの実施	障がい福祉課 高齢者福祉課

第5章 計画の推進

1 計画の周知・啓発

地域福祉計画は、市民、福祉・健康サービス提供事業者、市などの地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していかなければなりません。

計画の推進にあたっては、まず、地域福祉の理解を広げるために、地域福祉計画を多くの市民に知ってもらうことが必要です。このため、計画の周知にあたっては市広報誌、ホームページなどを活用するとともに、地域福祉に関わる各種の話し合いや活動の場などの様々な場面においても積極的な計画の周知に努めていきます。

2 計画の点検・評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性などについて関係機関と協議します。さらに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、PDCA サイクルに基づき年1回、各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。

3 協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズなどに対応していくためには、地域住民をはじめとし、地域を構成する様々な主体と市が連携していくことが必要です。

地域住民が住み慣れた地域で支えあい、助けあいながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、町内会・自治会、高齢者クラブ、民生委員児童委員、ボランティア・NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会等と市がそれぞれの役割責任分担のもとに、本計画を推進します。